

都城市介護職員就業促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、介護サービス事業所等における介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）並びに介護職員の就業促進及び定着並びに介護の質の向上を図るため、介護サービス事業所等に勤務する介護支援専門員等及び介護職員が、研修を受講するために必要な経費について、予算の範囲内において補助するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに基づき宮崎県の指定を受けた介護員養成研修事業者による研修をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設で実施する研修をいう。
- (3) 介護支援専門員実務研修 施行規則第113条の4に規定する介護支援専門員実務研修をいう。
- (4) 介護支援専門員専門研修 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の8第2項に規定する更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修をいう。
- (5) 介護支援専門員更新研修 施行規則第113条の18に規定する介護支援専門員更新研修をいう。
- (6) 介護支援専門員再研修 施行規則第113条の16に規定する再研修をいう。
- (7) 主任介護支援専門員研修 施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。

- (8) 主任介護支援専門員更新研修 施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。
- (9) 介護サービス事業所等 次のアからカまでに掲げる事業を営み、又はキ若しくはクに掲げる施設を運営する市内に所在する事業所をいう。
- ア 法第8条第1項及び第24項に規定する居宅サービス、居宅介護支援を行う事業。ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。
- イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- エ 法第8条の2第1項及び第16項に規定する介護予防サービス、介護予防支援を行う事業。ただし、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。
- オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業
- キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- ク 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (10) 介護職員 介護サービス事業所等に就業し、介護業務に従事している者（介護業務に従事していない事務員、清掃員、調理員等は除く。）をいう。
- (11) 介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第1項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を問う試験をいう。
- (12) 受講料等 第1号から第8号までに掲げる研修について、指定研修実施機関が定める受講料及び指定研修実施機関が指定する教材の購入費用をいう。
(補助対象研修及び補助額)

第3条 補助対象研修及び補助限度額は別表に定めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象研修を受講した者であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 申請日において補助対象研修を修了している者。この場合において、当該研修の修了日は、令和7年4月1日以降であること。

- (2) 市税及び市介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者
 - (3) 都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団関係者ではない者
 - (4) 国、県若しくは本市以外の地方公共団体又は雇用されている介護サービス事業者等（以下この号において「他団体」という。）から受講料等に係る補助を受けていない者（以下この号において「4号対象者」という）。ただし、受講料等が本市が補助する金額を上回り差額が生じる場合において、その差額分に限り、他団体から補助を受ける者は、4号対象者に含む。
 - (5) 申請時点において介護支援専門員等又は介護職員として市内に所属する介護サービス事業所等で就労している者
 - (6) 研修課程修了までに受講料を完納している者
- 2 介護職員初任者研修の補助対象者については、前項の要件に加え、次の各号の全てを満たす者とする。
- (1) 研修課程を6月以内に修了した者
 - (2) 研修課程修了後、1月を経過する日までに市内に所在する介護サービス事業所等において介護職員として就職し、かつ、6月以上継続して就労している者
- 3 介護福祉士実務者研修の補助対象者については、第1項の要件に加え、次の各号の全てを満たす者とする。
- (1) 介護福祉士試験に合格し、かつ、介護福祉士の登録を行った者
 - (2) 介護福祉士登録証の交付後、市内に所在する介護サービス事業所等において介護職員として6月以上継続して就労している者
- 4 介護支援専門員実務研修の補助対象者については、第1項の要件に加え、次の各号の全てを満たす者とする。
- (1) 介護支援専門員実務研修を受講し介護支援専門員の登録を行うこと。
 - (2) 介護支援専門員証の交付後、市内に所在する介護サービス事業所等において介護支援専門員として6月以上継続して就労している者
- 5 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）の補助対象者については、第1項の要件に加え、研修課程修了後、市内に所在する介護サービス事業所等において介護支援専門員として6月以上継続して就労している者

- 6 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ）、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修の補助対象者については、第1項の要件に加え、次の各号の全てを満たす者とする。
- (1) 研修修了後、介護支援専門員証の交付を受けた者
 - (2) 介護支援専門員証の交付後、市内に所在する介護サービス事業所等において介護支援専門員として6月以上継続して就労している者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払った研修の受講料等とする。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、第4条に規定する要件を満たした日から30日以内に、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 都城市介護職員就業促進支援事業補助金事業実績書兼収支決算書（様式第2号）
- (2) 研修の修了証書の写し
- (3) 介護福祉士実務者研修にあっては、介護福祉士登録証の写し
- (4) 介護支援専門員等の資格取得・更新等に係る研修にあっては、介護支援専門員証の写し
- (5) 受講料等の領収証の写し
- (6) 都城市介護職員就業促進支援事業補助金就労証明書（様式第3号）
- (7) 市税の滞納のない証明書（市税等の納付状況調査に同意する場合は不要）
- (8) マイナンバーカード等身分証明書の写し（市外に住所があり、市税等の納付状況調査に同意する場合）
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第4条に定める補助の要件に照らし、適當と認める者について補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、都城市介護職員就業促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知し、補助を行わないと決定したときは、その理由を付して都城市介護職員就業促進支援事業補助金却下決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 第7条の規定による通知を受けた補助対象者は、都城市介護職員就業促進支援事業補助金請求書（様式第6号）により、次に掲げる書類を添えて、決定通知後30日以内に、市長に補助金の請求をするものとする。

- (1) 預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年5月2日改正）

この要綱は、令和7年5月2日から施行し、改正後の都城市介護職員就業促進支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月23日改正）

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年5月23日から施行し、改正後の都城市介護職員就業促進支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に補助金の交付について事前申込みをした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月3日改正）

この要綱は、令和7年12月3日から施行し、改正後の都城市介護職員就業促進支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象研修	補助限度額
介護職員初任者研修	10万円
介護福祉士実務者研修	10万円

介護支援専門員実務研修	5万円
介護支援専門員専門研修	5万円
介護支援専門員更新研修	5万円
介護支援専門員再研修	5万円
主任介護支援専門員研修	5万円
主任介護支援専門員更新研修	5万円

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

都城市長　　宛て

住所

氏名

（署名又は記名押印）

補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、都城市介護職員就業促進支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項、補助金等の交付条件及び市税等の納付状況調査に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

1 交付を受けようとする補助事業等の名称

都城市介護職員就業促進支援事業補助金

2 交付を受けようとする補助金等の額 円

3 補助事業等の目的及び内容

4 添付書類

(1) 都城市介護職員就業促進支援事業補助金事業実績書兼収支決算書（様式第2号）

(2) 研修の修了証書の写し

(3) 介護福祉士実務者研修にあっては、介護福祉士登録証の写し

(4) 介護支援専門員等の資格取得・更新に係る研修にあっては、介護支援専門員証の写し

(5) 受講料等の領収証の写し

(6) 都城市介護職員就業促進支援事業補助金就労証明書（様式第3号）

(7) 市税の滞納のない証明書（誓約書及び同意書に同意をする場合は、不要です。）

(8) マイナンバーカード等身分証明書の写し（市外に住所があり、市税等の納付状況調査に同意する場合）

暴力団排除、補助金等の交付条件及び市税等の納付状況調査に関する誓約書及び同意書

(1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。

(2) 条例に基づき、市が暴力団を利することができないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。

(3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

(4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。

(5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。

(6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する市税等の納付状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏　名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

都城市長 宛て

ふりがな

氏　名

申請者 生年月日 S・H 年　月　日

住所

連絡先 TEL

都城市介護職員就業促進支援事業補助金 事業実績書兼収支決算書

都城市介護職員就業促進支援事業の補助要件を満たしましたので、同交付要綱第6条の規定により次のとおり報告します。

1 事業実績

交付申請額	円
研修先名	
研修名 ※該当するものに○を付けてください。	介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修 介護支援専門員実務研修・更新研修 専門研修・再研修 主任介護支援専門員研修・主任更新研修
補助対象研修受講期間	年　月　日～年　月　日
受講料等	円
都城市内に所在する介護サービス事業所等における介護職員就労期間	年　月　日～年　月　日

2 収支決算

【収入の部】

科 目	金 額	備 考
補助金	円	
就労(予定)先等からの受講料 の助成等	円	
自己負担金	円	
合 計	円	

【支出の部】

科 目	金 額	備 考
受講料等	円	
合 計	円	

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

都 城 市 長 宛て

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

都城市介護職員就業促進支援事業補助金 就労証明書

次の者を介護支援専門員等又は介護職員として雇用していることを証明します。

被雇用者	氏 名		
	住 所		
就労先 介護サービス事業所 等※ ¹	名 称		
	所在地	都城市	
雇用形態※ ²	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員、パート、アルバイト <input type="checkbox"/> その他 (_____) (主な業務内容)		
	(介護支援専門員等・介護職員) として		年　月　日
就労日等 ※該当する職種に○	から就労しています。		
補助対象研修にかかる費用	<input type="checkbox"/> 助成等はしません。 <input type="checkbox"/> 次の金額を助成します。 (円)		
	本件に係る 事務担当者	連絡先	
	電話番号		

※1 (介護サービス事業所等)：都城市に所在する介護サービス事業所等に限ります。

ただし、法人の所在地はこの限りではありません。

※2 (雇用形態)：就労先事業所において直接雇用されていない場合（派遣社員等）は対象となりません。

様式第4号（第7条関係）

文書番号
年月日

様

都城市長

都城市介護職員就業促進支援事業補助金 交付決定通知書

年月日付で交付申請のありました都城市介護職員就業促進支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので同交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助金の交付の条件

この補助金の使途、その他について不適当と認めたとき、また都城市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であることが判明したときは、決定の取消、または交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

様式第5号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

都城市長

都城市介護職員就業促進支援事業補助金 却下決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました都城市介護職員就業促進支援事業補助金については、却下することに決定しましたので、同交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

- (1) 本人の申出があつたため。
- (2) 偽りその他不正の手段により研修を受講したため。
- (3) 市長が、相当の理由があると認めたため。

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

都　城　市　長　宛て

住　　所

生年月日　　S・H　　年　　月　　日

申請者　氏　　名

（署名又は記名押印）

連　絡　先　TEL

都城市介護職員就業促進支援事業補助金請求書

年　　月　　日付で補助金の交付決定のありました都城市介護職員就業
促進支援事業補助金について、同交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求し
ます。

請求金額

円

口座振込先

金融機関名		銀行・信組・信金・労金・農協・漁連
		本店・支店・本所・出張所
預金種目	普通預金・当座預金・その他	口座番号
(カタカナ)		
口座名義		

※金融機関名や口座名義が分かる預金通帳の写しを添付してください。